告

示

目

右

同

土地改良事業施行の認可......

右

土地改良事業施行協議の適当の決定.....

県三

:

 $\equiv$ 

88

土地改良区の役員の退任......

第二千八百七十四号

十二月二十五日

次

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更..... (障害福祉課) ... 振市 興町 課村

公共測量の実施......

理

課 :

同 : =

( 県東

局域 ) :

=

右

建設業者の許可の取消し.....

右

出

先 機 関

> 同 :

県東 三

同同同 : ≕.

: 껃  $\equiv$ 

示

青森県告示第八百六十五号

の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。 認し、この土地を深浦町大字関字栃沢に編入する旨の届出があったので、 項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項及び第二百六十条第 同法第九条

平成十九年十二月二十五日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

| 二、九七の四、一〇〇の一、一〇二の七、一〇二の九、一〇三の三、一〇四の三、一 する水路である公有地の地先公有水面埋立地 三、一四九・五六平方メートル 〇八の三から一〇八の六まで、一〇八の一二、一〇八の一四及びこれらの区域に介在 西津軽郡深浦町大字関字栃沢九三の一〇から九三の一三まで、九三の一五、九四の

青森県告示第八百六十六号

六十九条第三号の規定により公示する。 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

関口内科クリニック	名
ノリニック	称
八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	所
入保字西ノ平	在
五の七二	地
平成元・二・一	年指 月 日退

青森県告示第八百六十七号

量法 三項の規定により公示する。 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測 五

Л

平成十九年十二月二十五日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

測量計画機関

測量の種類

測量の期間 公共測量 (地形図作成及び修正)

Ξ

平成十九年十二月十一日から平成二十年三月十日まで

八戸市南郷区

兀

測量の地域

建設業者の許可の取消し

県

森

報

公

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月二十五日

青

青森県知事 Ξ 申

商号又は名称 株式会社奥崎工業所

代表者の氏名 奥崎 昭雄

主たる営業所の所在地 青森市堤町二丁目一四の一

許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第二一九三号

取消年月日 平成十九年十二月五日

取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・プロツク、内装仕上工事業に係る一般建設

の許可

七 取消しの原因となった事実

> 村 吾

平成十九年十二月二十五日

商号又は名称 株式会社コクド

代表者の氏名 安村 勇蔵

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市青葉二丁目二の七

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年十二月二十五日

商号又は名称 一戸住宅

氏名 一戸 . 繁光

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第一〇〇一三四号

七

取消しの原因となった事実

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 申 吾

村

Ξ

主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字山口字小沢一八の二

五 取消年月日 平成十九年十二月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年九月十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一七)第一五三五七号

、取消しに係る建設業の許可五 取消年月日 平成十九年十二月十一日

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成十九年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

## 出 先 機 関

## 土地改良区の役員の退任

定により公告する。 田村土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規工地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、蓬

平成十九年十二月二十五日

東青地域県民局長中

島久

宜

区役 員 別の

理

事

土地改良事業施行協議の適当の決定

第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法する同法第八条第一項の規定により、八戸市の行う福田地地区の土地改良事業の施行土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中島 勝

彦

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

一縦覧の期間

平成十九年十二月二十六日から平成二十年一月二十九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

土地改良事業施行協議の適当の決定

八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第する同法第八条第一項の規定により、五戸町の行う蛯川地区の土地改良事業の施行に土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長中島

勝

彦

縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

- 条例の写し

| 縦覧の期間

平成十九年十二月二十六日から平成二十年一月二十九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

土地改良事業施行の認可

条第四項の規定により公告する。に係る次の土地改良事業の施行を平成十九年十二月六日認可したので、同法第九十五同法第十条第一項の規定により、三戸郡五戸町中筒地区共同施行沢田良一ほか十二人土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する

平成十九年十二月二十五日

三八地域県民局長 中島 勝 彦

地区名 事業名

鳩岡平

揚水施設維持管理

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭

(4) 条第四項の規定により公告する。 に係る次の土地改良事業の施行を平成十九年十二月六日認可したので、同法第九十五 同法第十条第一項の規定により、三戸郡五戸町鳩岡平地区共同施行鈴木勇ほか十一人 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する 地区名 事業名 揚水施設維持管理 土地改良事業施行の認可 中筒

三八地域県民局長 中 島 勝

平成十九年十二月二十五日

彦

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行